

平成31年度

安城市予算書(案)

(参考)

平成31年度安城市予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
一 般 会 計	67,290,000	67,500,000	△210,000
特 別 会 計	29,082,000	33,916,000	△4,834,000
国民健康保険事業	14,130,000	14,740,000	△610,000
土地取得	1,000	1,000	0
有料駐車場事業	243,000	243,000	0
下水道事業	0	4,369,000	△4,369,000
農業集落排水事業	0	68,000	△68,000
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業	2,280,000	2,391,000	△111,000
介護保険事業	10,401,000	10,122,000	279,000
後期高齢者医療	2,027,000	1,982,000	45,000
企 業 会 計	12,162,000	5,416,000	6,746,000
水道事業	5,956,000	5,416,000	540,000
下水道事業	6,206,000	0	6,206,000
合 計	108,534,000	106,832,000	1,702,000

(参考)

歳入歳出予算構成表

一般会計

歳入

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構成比(%)	前 年 度	構成比(%)	増 減
5 市 税	39,214,170	58.3	38,220,170	56.6	994,000
10 地 方 譲 与 税	507,000	0.8	520,000	0.8	△ 13,000
15 利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	40,000	0.1	0
20 配 当 割 交 付 金	150,000	0.2	150,000	0.2	0
25 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0.2	100,000	0.2	0
30 地 方 消 費 税 交 付 金	3,400,000	5.0	3,250,000	4.8	150,000
35 自 動 車 取 得 税 交 付 金	140,000	0.2	250,000	0.4	△ 110,000
36 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0.1	0	0.0	60,000
40 地 方 特 例 交 付 金	420,000	0.6	148,000	0.2	272,000
45 地 方 交 付 税	10,000	0.0	10,000	0.0	0
50 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	0.0	30,000	0.0	0
55 分 担 金 及 び 負 担 金	616,662	0.9	840,349	1.2	△ 223,687
60 使 用 料 及 び 手 数 料	913,078	1.3	984,631	1.5	△ 71,553
65 国 庫 支 出 金	8,126,795	12.1	7,547,290	11.2	579,505
70 県 支 出 金	4,018,569	6.0	3,732,676	5.5	285,893
75 財 産 収 入	139,067	0.2	654,520	1.0	△ 515,453
80 寄 附 金	60,000	0.1	40,000	0.1	20,000
85 繰 入 金	2,603,197	3.9	3,858,281	5.7	△ 1,255,084
90 繰 越 金	1,500,000	2.2	1,500,000	2.2	0
95 諸 収 入	2,879,462	4.3	2,501,083	3.7	378,379
99 市 債	2,362,000	3.5	3,123,000	4.6	△ 761,000
歳 入 合 計	67,290,000	100.0	67,500,000	100.0	△ 210,000

歳 出

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構 成 比 (%)	前 年 度	構 成 比 (%)	増 減
5 議 会 費	413,442	0.6	415,422	0.6	△ 1,980
10 総 務 費	6,040,681	9.0	5,800,573	8.6	240,108
15 民 生 費	24,865,302	37.0	24,294,210	36.0	571,092
20 衛 生 費	6,269,935	9.3	6,220,575	9.2	49,360
25 労 働 費	78,035	0.1	66,377	0.1	11,658
30 農 林 水 産 業 費	1,354,482	2.0	1,470,598	2.2	△ 116,116
35 商 工 費	1,334,875	2.0	1,515,266	2.2	△ 180,391
40 土 木 費	10,951,893	16.3	12,034,738	17.8	△ 1,082,845
45 消 防 費	2,180,096	3.2	2,138,445	3.2	41,651
50 教 育 費	10,655,557	15.8	10,432,456	15.5	223,101
55 災 害 復 旧 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
60 公 債 費	3,018,767	4.5	2,975,124	4.4	43,643
65 諸 支 出 金	26,935	0.0	36,216	0.0	△ 9,281
70 予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
歳 出 合 計	67,290,000	100.0	67,500,000	100.0	△ 210,000

平成 31 年度

安城市一般会計予算

第35号議案

平成31年度安城市一般会計予算について

平成31年度安城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,290,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		39,214,170
	5 市民税	17,185,000
	10 固定資産税	17,878,000
	15 軽自動車税	383,000
	20 市たばこ税	1,300,000
	27 入湯税	1,170
	30 都市計画税	2,467,000
10 地方譲与税		507,000
	10 自動車重量譲与税	350,000
	20 地方揮発油譲与税	150,000
	30 森林環境譲与税	7,000
15 利子割交付金		40,000
	5 利子割交付金	40,000
20 配当割交付金		150,000
	5 配当割交付金	150,000
25 株式等譲渡所得割交付金		100,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	100,000
30 地方消費税交付金		3,400,000
	5 地方消費税交付金	3,400,000
35 自動車取得税交付金		140,000
	5 自動車取得税交付金	140,000
36 環境性能割交付金		60,000
	5 環境性能割交付金	60,000
40 地方特例交付金		420,000
	5 地方特例交付金	160,000
	10 子ども・子育て支援臨時交付金	260,000
45 地方交付税		10,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 地方交付税	10,000
50 交通安全対策特別交付金		30,000
	5 交通安全対策特別交付金	30,000
55 分担金及び負担金		616,662
	5 負担金	616,662
60 使用料及び手数料		913,078
	5 使用料	555,906
	10 手数料	357,172
65 国庫支出金		8,126,795
	5 国庫負担金	5,794,746
	10 国庫補助金	2,303,147
	15 委託金	28,902
70 県支出金		4,018,569
	5 県負担金	2,065,643
	10 県補助金	1,490,506
	15 委託金	455,057
	20 県交付金	7,363
75 財産収入		139,067
	5 財産運用収入	67,855
	10 財産売払収入	71,212
80 寄附金		60,000
	5 寄附金	60,000
85 繰入金		2,603,197
	5 特別会計繰入金	1
	10 基金繰入金	2,603,196
90 繰越金		1,500,000
	5 繰越金	1,500,000

(単位：千円)

款	項	金額
95 諸収入		2,879,462
	5 延滞金、加算金及び過料	50,000
	10 市預金利子	400
	15 貸付金元利収入	203,044
	25 雑入	2,626,018
99 市債		2,362,000
	5 市債	2,362,000
歳 入 合 計		67,290,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議会費		413,442
	5 議会費	413,442
10 総務費		6,040,681
	5 総務管理費	4,695,585
	10 徴税費	614,042
	15 戸籍住民基本台帳費	408,507
	20 選挙費	264,126
	25 統計調査費	15,585
	30 監査委員費	42,836
15 民生費		24,865,302
	5 社会福祉費	11,197,305
	10 児童福祉費	12,188,913
	15 生活保護費	1,477,584
	20 災害救助費	1,500
20 衛生費		6,269,935
	5 保健衛生費	2,663,513
	10 環境費	3,394,915
	15 水道事業費	211,507
25 労働費		78,035
	5 労働諸費	78,035
30 農林水産業費		1,354,482
	5 農業費	1,354,482
35 商工費		1,334,875
	5 商工費	1,334,875
40 土木費		10,951,893
	5 土木管理費	334,704
	10 道路橋りょう費	2,177,069

(単位：千円)

款	項	金額
	15 河川費	373,895
	20 都市計画費	5,825,314
	25 下水道事業費	1,856,542
	30 住宅費	384,369
45 消防費		2,180,096
	5 消防費	2,180,096
50 教育費		10,655,557
	5 教育総務費	1,474,632
	10 小学校費	1,390,298
	15 中学校費	1,167,673
	20 幼稚園費	349,712
	25 社会教育費	2,200,626
	30 保健体育費	4,072,616
55 災害復旧費		50,000
	5 公共施設災害復旧費	50,000
60 公債費		3,018,767
	5 公債費	3,018,767
65 諸支出金		26,935
	5 普通財産取得費	26,935
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	67,290,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	30 保健体育費	スポーツセンター改修事業	1,170,000	平成31年度	468,000
				平成32年度	702,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
発展祭事業	平成31年度～平成32年度	1,000
広報あんじょう発行事業	平成31年度～平成32年度	52,000
いずみ憩いの広場整備事業	平成31年度～平成32年度	25,000
国内団体交流事業	平成31年度～平成32年度	500
市民協働推進事業	平成31年度～平成32年度	2,000
防犯灯LED化促進事業	平成31年度～平成41年度	98,000
障害者福祉計画策定事業	平成31年度～平成32年度	4,500
保育園等給食事業	平成31年度～平成32年度	27,800
保育園等検診事業	平成31年度～平成32年度	3,000
錦保育園仮設園舎借上事業	平成31年度～平成36年度	33,000
総合斎苑管理システム導入・運用事業	平成31年度～平成36年度	15,000
ごみ指定袋等購入事業	平成31年度～平成32年度	50,000
廃棄物再生処理事業	平成31年度～平成32年度	14,000

事 項	期 間	限 度 額
環境基本計画策定事業	平成31年度～平成32年度	3,000
産業空洞化対策事業	平成31年度～平成32年度	125,000
雨水マスタープラン策定事業	平成31年度～平成32年度	8,500
安城南明治土地区画整理事業用地取得事業（その4）	平成31年度～平成35年度	170,000
市営住宅合併浄化槽保守管理事業	平成31年度～平成32年度	1,400
技能五輪見学バス借上事業	平成31年度～平成32年度	6,000
日本語初期指導教室事業	平成31年度～平成32年度	8,000
英語指導助手活用事業	平成31年度～平成32年度	85,000
自然教室バス借上事業	平成31年度～平成32年度	24,000
野外センター活用事業	平成31年度～平成32年度	6,000
教育系システム仮想化基盤等構築事業	平成31年度～平成32年度	371,000
小中学校合併浄化槽保守管理事業	平成31年度～平成32年度	2,400
小中学校運搬用自動車借上事業	平成31年度～平成32年度	2,400
生涯学習推進計画策定事業	平成31年度～平成32年度	3,400
市民公募文化事業	平成31年度～平成32年度	2,000
芸術鑑賞会事業	平成31年度～平成32年度	1,500
文化振興計画策定事業	平成31年度～平成32年度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
児童生徒・教職員各種検診事業	平成31年度～平成32年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 23,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
保育園改修事業	144,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
緑箕輪2号線道路整備事業	50,000			
里荒畑5号線道路整備事業	89,000			
夜這池西山線他道路整備事業	31,000			
東端城ヶ入線交差点改良事業	28,000			
橋りょう新設改良事業	35,000			
勢井前第一排水区内水対策事業	58,000			
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業	506,000			
南明治第一土地区画整理事業	637,000			
住宅市街地総合整備事業	118,000			
小学校校舎改修事業	126,000			
中学校校舎改修事業	240,000			
レジャープール改修事業	100,000			
スポーツセンター改修事業	200,000			

平成 31 年度

安城市国民健康保険事業特別会計予算

第36号議案

平成31年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について

平成31年度安城市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 国民健康保険税		3,450,780
	5 国民健康保険税	3,450,780
10 使用料及び手数料		1
	5 手数料	1
25 県支出金		9,211,975
	5 県補助金	9,211,975
35 財産収入		25
	5 財産運用収入	25
40 繰入金		1,180,287
	5 他会計繰入金	1,180,287
45 繰越金		180,000
	5 繰越金	180,000
50 諸収入		106,932
	5 延滞金	89,900
	10 預金利子	1
	15 雑入	17,031
歳 入 合 計		14,130,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		167,868
	5 総務管理費	145,058
	10 徴税費	22,286
	15 運営協議会費	524
10 保険給付費		9,054,660
	5 療養諸費	7,992,061
	10 高額療養費	954,852
	15 移送費	300
	20 出産育児諸費	92,447
	25 葬祭諸費	15,000
23 国民健康保険事業費納付金		4,673,600
	5 医療給付費分	3,244,700
	10 後期高齢者支援金等分	1,072,600
	15 介護納付金分	356,300
25 保健事業費		188,407
	3 特定健康診査等事業費	167,723
	5 保健事業費	20,684
30 基金積立金		25
	5 基金積立金	25
35 公債費		1
	5 公債費	1
40 諸支出金		25,439
	5 償還金及び還付加算金	25,439
45 予備費		20,000
	5 予備費	20,000
歳 出 合 計		14,130,000

平成 31 年度

安城市土地取得特別会計予算

第 3 7 号議案

平成 3 1 年度安城市土地取得特別会計予算について

平成 3 1 年度安城市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		440
	5 財産運用収入	440
10 繰越金		560
	5 繰越金	560
歳 入 合 計		1,000

歳 出

款	項	金額
5 土地開発基金費		1,000
	5 土地開発基金費	1,000
歳 出 合 計		1,000

平成 31 年度

安城市有料駐車場事業特別会計予算

第 38 号議案

平成 31 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について

平成 31 年度安城市の有料駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 243,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成 31 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		239,000
	5 使用料	239,000
12 財産収入		4
	5 財産運用収入	4
20 繰越金		1,596
	5 繰越金	1,596
25 諸収入		2,400
	5 雑入	2,400
歳 入 合 計		243,000

歳 出

款	項	金 額
5 有料駐車場費		243,000
	5 駐車場費	220,397
	10 公債費	22,603
歳 出 合 計		243,000

平成 31 年度

安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算

第39号議案

平成31年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算について

平成31年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 事業収入		766,550
	5 保留地処分金	766,550
10 使用料及び手数料		400
	5 使用料	300
	10 手数料	100
15 国庫支出金		652,395
	10 国庫補助金	652,395
20 県支出金		16,717
	5 県負担金	16,717
30 繰入金		842,437
	5 一般会計繰入金	692,489
	10 基金繰入金	149,948
35 繰越金		1
	5 繰越金	1
40 諸収入		1,500
	10 雑入	1,500
歳 入 合 計		2,280,000

歳 出

款	項	金 額
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理 費		2,280,000
	5 土地区画整理費	2,070,431
	10 公債費	209,569
歳 出 合 計		2,280,000

平成 31 年度

安城市介護保険事業特別会計予算

第40号議案

平成31年度安城市介護保険事業特別会計予算について

平成31年度安城市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,401,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		2,671,001
	5 介護保険料	2,671,001
10 使用料及び手数料		51
	5 手数料	51
15 国庫支出金		2,019,862
	5 国庫負担金	1,737,468
	10 国庫補助金	282,394
20 支払基金交付金		2,628,736
	5 支払基金交付金	2,628,736
25 県支出金		1,428,218
	5 県負担金	1,325,518
	10 県補助金	101,700
	12 県委託金	1,000
30 財産収入		24
	5 財産運用収入	24
35 繰入金		1,653,104
	5 一般会計繰入金	1,602,868
	10 基金繰入金	50,236
40 繰越金		1
	5 繰越金	1
45 諸収入		3
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 預金利子	1
	15 雑入	1
歳 入 合 計		10,401,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		271,053
	5 総務管理費	161,927
	10 徴収費	6,675
	15 介護認定審査会費	92,886
	20 趣旨普及費	1,484
	25 計画策定委員会費	8,081
10 保険給付費		9,424,576
	5 介護サービス等諸費	8,682,000
	10 介護予防サービス等諸費	314,000
	15 その他諸費	8,076
	20 高額介護サービス等費	162,500
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,500
	25 特定入所者介護サービス等費	220,500
15 地域支援事業費		699,432
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	257,092
	10 一般介護予防事業費	53,852
	15 包括的支援事業費・任意事業費	387,944
	20 その他諸費	544
25 基金積立金		24
	5 基金積立金	24
35 諸支出金		5,915
	5 償還金及び還付加算金	5,915
歳 出 合 計		10,401,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
あんジョイプラン策定事業	平成31年度～平成32年度	千円 4,800

平成 31 年度

安城市後期高齢者医療特別会計予算

第41号議案

平成31年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について

平成31年度安城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,027,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		1,770,400
	5 後期高齢者医療保険料	1,770,400
10 繰入金		242,018
	5 一般会計繰入金	242,018
15 繰越金		9,500
	5 繰越金	9,500
20 諸収入		5,082
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 償還金及び還付加算金	5,080
	20 雑入	1
歳 入 合 計		2,027,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		8,026
	5 徴収費	8,026
10 後期高齢者医療広域連合納付金		2,013,893
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	2,013,893
15 諸支出金		5,081
	5 償還金及び還付加算金	5,080
	10 繰出金	1
歳 出 合 計		2,027,000

平成 31 年度

安城市水道事業会計予算

第42号議案

平成31年度安城市水道事業会計予算について

(総則)

第1条 平成31年度安城市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	75,100 戸
(2) 年間総配水量	20,000,000 m ³
(3) 1日平均配水量	54,644 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設拡張工事	844,739 千円
配水管布設等工事	813,667 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,284,000 千円
第10項 営業収益	3,022,496 千円
第20項 営業外収益	261,502 千円
第30項 特別利益	2 千円

支 出

第2款 水道事業費用	3,202,000 千円
第10項 営業費用	3,133,343 千円
第20項 営業外費用	66,147 千円
第30項 特別損失	2,410 千円
第99項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,224,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,036,100千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,900千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	530,000 千円
第20項 一般会計出資金	205,038 千円
第30項 他会計負担金	35,349 千円
第40項 工事負担金	262,603 千円
第50項 国県支出金	27,000 千円
第60項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第4款 資本的支出	2,754,000 千円
第10項 建設改良費	2,249,937 千円
第20項 投 資	400,000 千円
第50項 企業債償還金	104,063 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 307,852 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

平成 31 年度

安城市下水道事業会計予算

第43号議案

平成31年度安城市下水道事業会計予算について

(総則)

第1条 平成31年度安城市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	142,000 人
(2) 年 間 総 処 理 水 量	15,415,000 m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	42,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備工事費	1,012,352 千円
流域下水道建設費負担金	81,747 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,199,000 千円
第10項 営 業 収 益	1,637,775 千円
第20項 営 業 外 収 益	1,561,222 千円
第30項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第2款 下水道事業費用	3,148,000 千円
第10項 営 業 費 用	2,754,436 千円
第20項 営 業 外 費 用	371,788 千円
第30項 特 別 損 失	21,676 千円
第99項 予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,289,000千円は、当年度分損益勘定留保資金1,221,896千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,104千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	1,769,000 千円
第10項 企 業 債	576,500 千円
第20項 一般会計出資金	512,345 千円
第30項 工事負担金	11,652 千円
第40項 受益者負担金	84,686 千円
第50項 国 県 支 出 金	369,500 千円
第55項 一般会計負担金	214,317 千円

支 出

第4款 資本的支出	3,058,000 千円
第10項 建設改良費	1,554,683 千円
第50項 企業債償還金	1,503,317 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ161,073千円及び552,588千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城市水洗便所改造資金貸付引受金融機関に対する利子補給	融資年度から償還終了の年度まで	安城市水洗便所改造資金を融資した取扱金融機関に対する当該融資に係る利子相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 494,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	81,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 185,400千円

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学